

所管部課	総務部防災安全課	部長	矢吹 勇一		
件名	令和5年度東大和市自主防犯活動団体に対する防犯用品等支給要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>自主防犯活動団体を支援するため、単年度要綱として、令和5年度東大和市自主防犯活動団体に対する防犯用品等支給要綱を制定するものである。なお、年度の変更、「東大和市における押印見直し方針」に基づく様式の押印廃止を行う。</p> <p>(1) 前年度との変更点</p> <p>要綱について、「年度」を令和4年度から令和5年度に改め、第1号様式・第3号様式の押印を廃止するものであり、その他の内容の変更はない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>防犯用品等の支給について、公正な運用に資することができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、市長決裁を経て本要綱を制定したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。